



令和2年4月30日
福岡市市民局総務部

市政記者各位

【特別定額給付金についてのお知らせ】 “オンライン申請”受付の開始並びに“相談ダイヤル”の開設について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が令和2年4月20日閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されます。

福岡市においては、下記のとおりマイナンバーカードを活用したオンライン申請について、5月1日（金）から給付金の受付を開始いたします。あわせて、特別定額給付金に関する市の相談ダイヤルを開設いたしますのでお知らせします。

なお、郵送申請による手続きについては、詳細が決まり次第、改めて手続き方法などをお知らせいたします。

記

1. オンライン申請開始日

令和2年5月1日（金） 午前8時30分

5月1日（金）のオンライン申請受付分より、速やかに手続きを行い、申請者へ5月11日（月）以降、順次、口座振込みを行います。

※マイナンバーカードによるオンライン申請については、「申請書」がお手元に郵送される前から手続き可能です。

2. 特別定額給付金相談ダイヤル（福岡市）

092-711-4301（9時～17時。土日祝日を含む）

3. オンライン申請について

①オンライン申請の対象

「マイナンバーカード（顔写真付きのカード）」を所有する世帯主で、内閣府が提供する「マイナポータル」を利用できる方。

※マイナンバーの「通知カード」や「住民基本台帳カード」での手続きはできません。

②オンライン申請方法

マイナポータルから必要事項（住所や対象者、振込先口座等）を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

③マイナポータルサイト

<https://myna.go.jp/> または、以下の二次元バーコードからご確認をお願いします。



【担当】

市民局総務部 橋本、中村



「マイナポータル」について

Q:マイナポータルとは

A:政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする行政手続きがワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。今回、この機能に特別定額給付金のメニューが追加されます。

Q:必要なもの、使える環境は

A:

- ① 有効なマイナンバーカード(共通)
- ② パソコン(Windows、Macintosh)+IC カードリーダー
- ③ スマートフォン(Android、iPhone)

※①+②③のいずれかが必要です。なお、OS のバージョンなどの詳細につきましては、

<https://img.myna.go.jp/manual/sitemap.html#sitemap02> または、以下の二次元バーコードからご確認をお願いします。

